

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	18
許認可等の種類	医療法人の解散認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第55条			
許認可等の概要	医療法人の解散認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】(別紙参照) 医療法第55条  医療法施行規則第34条  医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			

(別紙)

医療法第55条

社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定めた解散事由の発生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 他の医療法人との合併(合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第56条の3において同じ。)
- 五 社員の欠亡
- 六 破産手続開始の決定
- 七 設立認可の取消し

2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第3号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
- 二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8 清算人は、第1項第1号若しくは第5号又は第3項第1号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

医療法施行規則第34条

法第55条第6項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類